

誓 約 書

令和 年 月 日

小郡市長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、小郡市が小郡市暴力団等排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

第1項第9号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。